

第5期古賀市介護保険運営協議会（平成26年度第3回）会議録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則第6条に基づき会議録を作成する。

1. 日時 平成26年9月3日（水）19時00分から21時00分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室
3. 出席委員 甲斐信博 会長、大久保康裕 委員、波多敬子 委員、
檜山信夫 委員、酒井康江 委員、真木孝夫 委員、富安妙子 委員、
小林祥子 委員、矢幡恵美香 委員（9人）
4. 欠席委員 山鹿茂彦 副会長（1人）
5. 議題
 - (1) 計画の構成案の修正及び今後のスケジュール案について
 - (2) 第6期計画期間中の設備整備について
6. 資料
 - 【資料1】 計画の構成案の修正及び今後のスケジュール案について
 - 【資料2】 第6期計画期間中の設備整備について
 - 【資料3】 平成26年度の介護予防事業の新たな取組について
 - 【資料4】 地域密着型事業所の指定更新（手続きの流れ）について

7. 署名（規則第6条第2項）

会長	印
会長の指名する出席委員	印

8. 議事の概要

(1) 計画の構成案の修正及び今後のスケジュール案について

介護支援課より、計画の構成案の修正及び今後のスケジュール案について説明。

<資料1>

【質疑】

- 「古賀市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）構成修正案」の「4. 高齢者保険福祉施策の推進・（1）健康づくりと自立した日常生活の支援」という表現方法でいいのか。
⇒（回答）検討する。

- 「古賀市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）構成修正案」の「4. 高齢者保険福祉施策の推進・（4）高齢者を支援するサービスの充実・①介護保険事業の適正で円滑な運営」という表現方法でいいのか。
⇒（回答）検討する。

- 「古賀市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール（案）」の「国の総合確保方針（ガイドライン）」とは何か。
⇒（回答）正式には「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針」。

- 「古賀市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール（案）」の「国の総合確保方針（ガイドライン）」が9月上旬に発表予定とのことだが、次の運営協議会までに1ヶ月もの期間があくのはなぜか。
⇒（回答）第4回運営協議会（10月開催予定）からは、具体的な施策の検討をして頂くこととなる。事務局としては、国の方針をしっかりと確認し、検討する時間を頂きたい。

- 最近の報道で、10年後には介護従事者が100万人不足と言われていたが、今回の計画にそのような内容にも触れていくのか。
⇒（回答）介護従事者の問題については、国・県レベルで検討されることになると考えられるが、市としても高齢者が高齢者を支える地域づくりについては検討していきたい。

【意見】

- ◇「古賀市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）構成 修正案」の「2. 高齢者を取り巻く現状と今後」に5年後（2020年）、10年後（2025年）の推計が追加されることは、今後の高齢者社会を考えていく上で非常に重要であると考えます。

（2）第6期計画期間中の設備整備について

介護支援課より、第6期計画期間中の設備整備について説明。〈資料2〉。

【質疑】

- 「1. 国が示す「在宅サービスと施設サービスの方向性」について・●特別養護老人ホームの中重度者への重点化（原則3以上に限定）」の「要介護3以上」という線引きは、適切なのか。
⇒（回答）今後、特別養護老人ホームは中重度に特化していくこととなるが、軽度者（要介護1・2）の方でも特別な事情があれば、例外的に入所は可能である。
- 「1. 国が示す「在宅サービスと施設サービスの方向性」について・●新たな財政支援制度（基金）」については、小規模多機能型居宅介護等の整備の際に財政的な支援が受けられるということか。
⇒（回答）現時点では確定していない。
- 「1. 国が示す「在宅サービスと施設サービスの方向性」について・●新たな財政支援制度（基金）」について、小規模多機能型居宅介護等となっているが、複合型も含まれるのか。在宅支援のためには複合型サービスも重要と思われる。
⇒（回答）現時点では確定していない。
- 「3. 古賀市のこれまでの施設整備の取組」では、みどり苑（ユニット棟）しか記載されていないが、従来型のみどり苑はいつ整備されたのか。
⇒（回答）平成8年8月。
- 「4. 第6期計画の施設整備について」は地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を増設するという見方でいいのか。
⇒（回答）その通り。

○ 「４．第６期計画の施設整備について」では、地域密着型特別養護老人ホームの整備は平成２９年度となっている。特別養護老人ホームの待機者は他の施設に比べ多いが、まずは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備より在宅支援をすすめるということか。

⇒ (回答) まずは在宅支援をすすめるということもあるが、特別養護老人ホームの整備のための用地等の準備に時間がかかると思われるため、準備期間を設けている。

○ 「４．第６期計画の施設整備について」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の規模はどれくらいになるのか。

⇒ (回答) 規模については、国の調査資料等を参考に具体的な検討をしていく予定。

○ 「４．第６期計画の施設整備について」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、なかなか普及が進んでいない状況にある。サービス普及のためには、行政もサービスについて周知をしていく必要があると考える。久留米市では独自の財政支援を行い、公募の際に手を上げる事業所が多かった等の事例もある。複合型も含めて、運営の秘訣等、事務局でのリサーチはできているのか。

⇒ (回答) 今後、国の調査資料等を参考に調査・研究をしていく予定。

○ 「５．在宅サービスの充実に向けて・(１) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のオペレーターとは何か。

⇒ (回答) 看護師、介護福祉士等が利用者や家族からの通報の対応を行う。(相談、訪問サービスの要請等)

○ 「５．在宅サービスの充実に向けて・(１) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、オペレーターが随時対応、随時訪問の要請をすることとなっているが、どのように利用者の状態を把握していくのか。

⇒ (回答) オペレーターは事業所に常駐している必要はなく、訪問介護員等に同行してもよいこととなっているため、訪問等を通じて利用者の把握をしていくと考えられる。

- 「5. 在宅サービスの充実に向けて・(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について、サービスを利用する場合には福祉用具貸与やデイサービスとの併用も可能か。
- ⇒ (回答) 福祉用具貸与やデイサービスとの併用は可能。デイサービスやショートステイを利用した場合は、利用した日数に応じて減算ができることになっており、区分支給限度額を超えない配慮もされている。小規模多機能型居宅介護と異なり、ケアプラン作成は居宅介護支援事業所が担当する。
- 「6. 施設サービスの整備について・(1) 古賀市の入所施設について」の情報はいつの時点のものか。
- ⇒ (回答) 7月末時点での調査データと8月中旬に電話での聞き取りをしたデータが混在している。
- 「6. 施設サービスの整備について・(1) 古賀市の入所施設について」の「みどり苑」には待機者が68人もいるが、29床の地域密着型特別養護老人ホームのみの整備でいいのか。
- ⇒ (回答) 待機者68人の中には古賀市外の被保険者も含まれる。古賀市の被保険者の待機者推計については、「6. 施設サービスの整備について・(3) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について・【待機者数の推計】」で述べているが、要介護3以上の待機者は平成29年度に28人の見込みであり、29床の地域密着型特別養護老人ホームを整備することとしている。
- 「6. 施設サービスの整備について・(1) 古賀市の入所施設について」の「旧適合高専賃」については「サービス付高齢者向け住宅」に移行されていないのか。
- ⇒ (回答) 「グレース天神壺番館」については「サービス付高齢者向け住宅」、「有料老人ホーム」の届出が行われていない。しかし、県の調査により「有料老人ホーム」の同等の施設であることが確認されている。
- 「6. 施設サービスの整備について・(1) 古賀市の入所施設について」の「サービス付高齢者向け住宅ブライカ」は平成26年の新設ではないか。
- ⇒ (回答) 平成26年度の新設であるため資料の訂正をお願いします。
- 「6. 施設サービスの整備について・(1) 古賀市の入所施設について」の「軽費老人ホーム」とは何か。
- ⇒ (回答) 所得に応じた料金で入所できる施設で、食事の提供等を行う。

- 「6. 施設サービスの整備について・(2) 介護保険施設等の利用料金について」の中の介護給付費はどこの部分になるのか。
- ⇒ (回答) 表の1番左の「介護保険サービス費用(1割自己負担金)」を9倍した額が介護給付費となる。
- 「6. 施設サービスの整備について・(3) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について・【待機者数(古賀市被保険者のみ・H26.7末現)】」の待機者数は、複数の施設へ申し込みをしている人もいるのか。
- ⇒ (回答) 複数の施設を申し込んでいる人については、「重複」という表現をしており、全体で5人、要介護3以上で3人が複数の施設を申し込んでいる。
- 「6. 施設サービスの整備について・(3) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について・【古賀市被保険者の特養利用者数(H26.6利用実績分)】」の要介護4・5の割合は他の保険者等と比べてどうなのか。
- ⇒ (回答) 第5期計画においては、国の示す参酌基準の中で、施設利用者のうち要介護4以上の利用者を70%以上とすることが示されていたが、第6期計画の国の指針ではこの参酌基準はなくなり、在宅支援をすすめる動きが見られる。
- 「6. 施設サービスの整備について・(3) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について・【特養整備率の比較】」は、他の保険者と比べてどうか。また、整備率について国の指針等あるのか。
- ⇒ (回答) 施設整備率については、それぞれの保険者で用地等の課題等もあり、一概に比較は難しい。整備率についての国の指針は特にない。
- 「6. 施設サービスの整備について・(3) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について・【特養整備率の比較】」は、5月末時点のデータとのことだが、「6. 施設サービスの整備について・(3) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について・【待機者数の推計】」の5月の高齢者人口と異なるのはなぜか。
- ⇒ (回答) 【待機者数の推計】は住民基本台帳の数値、【特養整備率の比較】は古賀市の被保険者の数値となっている。今後の資料では統一していく。

【意見】

- ◇ 「2. 古賀市の「在宅サービスと施設サービス」の方向性について」のアンケート調査では在宅での生活を希望する方が多い中で、施設整備を検討していくことは非常に難しい問題である。

- ◇ 「4. 第6期計画の施設整備について」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は介護サービス利用者にとって非常に重要なサービスとなっていくと考える。市の方針等を具体的に検討してほしい。

8. その他

- ・議事録について
署名については甲斐会長と大久保委員にお願いします。
- ・次回開催日程について
次回は平成26年10月27日（月）19：00～

以上